

中央建設業審議会総会

2025年6月30日

【事務局（高橋）】 おはようございます。定刻前ですが、委員の皆様がおそろいとなりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私、事務局の建設業課、高橋でございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議会には委員総数の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、建設業法施行令第49条第1項の規定による定足数を満たしていることを、まず御報告申し上げます。

なお、この審議会は議事細則第9条第1項によりまして公開されることとなっております。

また、本日お手元にお配りいたしました資料の一覧は議事次第に記載させていただいておりますが、過不足等がございましたら、事務局のほうに御用命いただければと存じます。

また、本日はオンラインで御出席の委員もいらっしゃいますので、御発言の際は、恐れ入りますが、マイクに近づき過ぎず、ゆっくりとお話しいただければと存じます。

また、報道関係の皆様の冒頭カメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の平田から御挨拶を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

【平田不動産・建設経済局長】 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました国土交通省不動産・建設経済局長の平田でございます。

本日は皆様方、大変お忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃より、国土交通行政の推進に当たりまして多大なる御協力と御理解を賜っておりますことを改めて御礼申し上げたいと思います。

この中建審の総会でございますけれども、前回は昨年の12月に開催をいたしました。昨年の12月の総会では昨年6月に成立をいたしました第三次担い手3法、これの一部施行に際しまして具体的な内容等につきまして御報告をさせていただいたところでございます。

残りの部分がこの１２月を目途に施行を予定しておるところでございますけれども、この審議会において作成・報告することとなっております労務費の基準、これにつきましては、その実効性の確保策と併せまして、この総会の下に設置しましたワーキンググループにおいて、現在、制度設計の議論を鋭意進めていただいているところでございます。

本日は、これまでのワーキンググループでの議論における主要な内容につきまして中間報告という形で報告をさせていただきますとともに、そのほかに時代の要請に合わせまして、建設工事標準請負契約約款ですとか、あるいは経営事項審査、そういったことの見直しの方向性につきまして御審議いただければというふうに考えてございます。

御案内のとおり、我が国の建設業は長期にわたる担い手の減少、そして、その担い手の確保に向けての様々な取組を進めているところでございますし、また他方で主要な資材の高騰といった状況にも見舞われているところでございます。言わば、こうした危機的なところはあるわけでございますけれども、他方で社会全体としての賃上げの機運の高まり、また価格転嫁の機運の高まりといったようなところもございます。こういったところも見据えまして、これまでの商慣行を改めていく重要なタイミングを迎えているのかなというふうにも思います。こうした商慣行の改善をはじめ、様々な取組を進めていかなければいけないと考えておりますけれども、私ども国土交通省としましても、これまでの建設産業行政をさらに一步二歩進化させていくべく取り組んでまいりたいと考えております。

皆様方におかれましては、本日も、ぜひとも御忌憚のない御意見を頂きますとともに、建設業行政の今後の在り方につきましても闊達な御審議をいただきますと大変幸いです。

本日、様々な議題がございますけれども御審議のほどよろしく願いいたします。

【事務局（高橋）】      ありがとうございます。

議事に先立ちまして、前回開催以降に委員の御交代がございましたので、新たに就任された委員の御紹介をさせていただきます。

島根県副知事の石原恵利子委員でございます。石原委員はオンラインで御出席をいただいております。

【石原委員】      石原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（高橋）】      次に一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長の藤澤一郎委員でございます。

【藤澤委員】      藤澤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（高橋）】 また本日ですが、一般社団法人日本建設業連合会副会長の押味至一委員、東京電力ホールディングス株式会社常務執行役員の佐藤育子委員、島田市長の染谷絹代委員から御欠席の連絡を頂いてございます。

また、石原委員、そして慶應義塾大学法学部教授の丸山絵美子委員にオンラインで御出席をいただいております。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、報道関係の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りを御遠慮くださいますようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事進行は大久保会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【大久保会長】 改めまして、おはようございます。本日、皆さん、お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に基づき議事に入らせていただきます。

まず議事（１）「建設業政策の最近の動向について」、そして議事（２）「労務費の基準に関する検討状況について」、これらは報告事項ということになりますので、この２つに関して事務局より併せて御報告をお願いします。

【神澤建設業政策調整官】 ありがとうございます。建設業課の神澤です。私のほうから議事（１）と（２）、それぞれ資料１と２に沿って御説明を申し上げたいと存じます。

まず議事（１）「建設業政策の最近の動向について」、資料１を御覧ください。

１ページおめくりいただきまして、今年度の当初予算の概要、それから、その次のページに公共事業関係費の中長期的な推移をお示ししてございます。最新のデータということで、こちらに御紹介をさせていただいてございます。

３ページを御覧ください。今月の下旬に閣議決定がなされました第一次国土強靱化実施中期計画の概要をお示しをしてございます。細かい字でいろいろ書いてあって恐縮ですが、最大のポイントは、下のほうにございます「２ 対策の事業規模」というところを御覧いただければと思います。御案内のとおり、今後５年間でおおむね２０兆円強程度を目標とし、資材価格・人件費高騰の影響につきましては予算編成段階で適切に反映すると。こうしたことがこの概要の中に文言として明確に盛り込まれたところでございます。

続きまして、今月の１３日に閣議決定されました骨太の方針を４ページにお示しをしてございます。この骨太の方針の中で全体として建設業に関する取組が様々に盛り込まれたところでございまして、政府としても非常に重要なウエートが置かれているところでござ

いますけれども、具体的には今日の議事（２）でも御報告申し上げます労務費の基準の設定及び実効性確保、こうしたことの重要性が骨太の方針で明記をされたところでございます。

５ページを御覧ください。骨太と似たような内容でございますけれども、もう一つ、同じ日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」というものがございます。かなり内容としては重複もございますけれども、ここの中でも下の四角にございますとおり、労務費の基準を活用した労務費と必要経費の確保と支払い、あるいは建設Ｇメンの体制強化、処遇の確保や取引適正化、こうしたことが具体的に盛り込まれているところでございます。

もう一つ、閣議決定ものの御紹介で６ページをお願いいたします。ちょっと毛色が変わりますけれども、今年度の規制改革実施計画におきまして、建設業関係では大きく２つの内容が規制改革内容として盛り込まれました。左下の「規制改革の方向性」というところを御覧いただければと思いますけれども、まず一つは請負契約の取引、契約に係るルールの合理化というか簡素化についての内容でございます。具体的には、よく請負契約におきましては、基本契約書を締結した後で注文書・請書という形で具体的な工期とか価格、あるいは工事の内容は注文書・請書に明記した形で取引をするという形態が割と広く行われていると存じます。こうした注文書・請書での取引に関しましても、これまでは建設業法に基づきまして署名または記名押印が必要になっておりましたけれども、これの書類作成にかかる負担を軽減するという観点で、一定の条件の下に、この注文書・請書の取引に関しては記名押印を不要とすると。こうした方向が今回の規制改革に盛り込まれたところでございます。

それからもう一つ、一番下でございます。営業所技術者の兼任につきましても今年度の規制改革で議論になったところでございます。これにつきましては引き続き、現状についてよく実態把握をした上で対策について検討するというようなことが盛り込まれたところでございます。

ここまでの政府全体の閣議決定ものの建設業に係る御紹介でございました。

最後、７ページを御覧いただければと思います。今年の２月に官邸におきまして、建設業の主要４団体の皆様方と総理、それから国土交通大臣との賃上げ等に関する車座を実施させていただきました。この中で四角の中にございますとおり、民間工事も含めて、おおむね６％の賃上げを目標とするというようなことが申合せとして行われますとともに、こうした賃上げを進めるための原資を確保するという観点で、業種職種に応じた効果的な取組を推進すると。この２点が申合せとして行われたところでございます。

ここまで最近の動向についての御紹介をさせていただきました。

続きまして議事の2つ目、資料2を御覧ください。「労務費の基準に関する検討状況について」でございます。

資料をおめくりいただきまして、まず3ページを御覧いただければと思います。御案内のとおり、昨年の6月に改正・成立をいたしました改正建設業法におきまして、この標準労務費の勧告というのが中央建設業審議会の権限として盛り込まれたところでございます。

この標準労務費で具体的に何を意図したかというのが4ページでございます。毎回の繰り返しの御説明で恐縮ではございますけれども、4ページの左下にございますとおり、これまでというのは、いわゆる労務費についての客観的な物差しがマーケットになかったと。それゆえに、この労務費がどうしても削られやすかったというような状況がございましたので、これを何とか改善しようということで、今回、標準労務費という新たな制度を設けたところでございます。

右側、「労務費確保のイメージ」でございますけれども、発注者から元請、元請から1次、2次と行くにつれて、この労務費基準に相当する適正な労務費、ここはどの段階においても必ず確保され、それが最終的に技能者の賃金として支払われると。こうした慣行をつくっていかうというものでございます。

5ページに、この改正法の具体的な労務費基準部分についての抜粋を入れておりますけれども、御案内のとおり、真ん中にございますとおり、中央建設業審議会において労務費に関する基準の作成及びその勧告というのが権限として明記をされているところでございます。

6ページを御覧いただければと思います。この標準労務費を作成するために中建審の下にワーキングを設置して、これまで随時議論を行ってまいりました。具体的には7ページに、このワーキングの委員構成及びスケジュール等々を載せてございますけれども、これまで8回にわたって、このワーキングでの議論を重ねてまいりました。

ワーキングにおきましては大きく2つの論点について御議論をいただいているところでございます。まず1つ目が、中建審の権限でもございます労務費の基準を作成すると。具体的な作成についての議論というのが1つ目の論点。それからもう一つは、作成された労務費の基準というのが実際に実効性を持って、きちんと運用されると。その実効性確保策というのがもう一つの論点として議論をされているところでございます。

8ページにおきまして、労務費の基準ワーキングにおいて、おおむね合意されました基本

方針の概要を掲載してございます。かいつまんで申し上げますけれども、まず労務費の基準の目的、やっぱり最終的な目的というのは技能労働者の賃金としてしっかりと行き渡ることが最終的な目的だということで認識・合意を図ったところでございます。

その上で（２）のところに基本方針にいろいろ書いてございますけれども、青い矢印の先のところに①から③、具体的には労務費の基準を相場観とした見積り、あるいは契約による適切な労務費の確保、さらには確保された労務費の下請業者・技能者への行き渡り、これらのルールによる行政によるしっかりとした検証と。こうした総合的な取組をしていくことによって、労務費基準の目的である技能者の賃金としての行き渡り、これを達成していこうという方針を位置づけたところでございます。

９ページを御覧いただければと思います。この労務費の基準に関する基本方針で最大のポイントとなりますのが、この９ページ（３）の丸の３つ目でございます。労務費の基準、今後、作成・公表という段取りに１２月以降入ってまいりますけれども、作成を一旦した後でありまして、必要に応じて修正を加えていく、いわゆるアジャイル型の考えで検討を進めていくということも併せて基本方針に盛り込まれたところでございまして、そういった方針で今後、労務費の基準の策定・更新をしていきたいと考えているところでございます。

ここまでが総論でございまして、１１ページ以降、各論に入ってまいりたいと思います。

まずワーキングの１つ目の論点でもございます労務費の基準の作成に関しましてのお話でございます。

１１ページの（１）の上のところにございますけれども、具体的な作成の方法といたしましては、労務単価×歩掛の計算式によって単位施工量当たりの労務費としてお示しをするということを基本的な考えとして思っているところでございます。この際に労務単価は基本的には公共工事の設計労務単価を適用するということで、この設計労務単価が労務費基準のベースにされることによって、労務単価が民間にも今後適用されていくと。そうした環境をつくっていききたいというふうに考えてございます。

それから（２）の労務費基準の作成単位でございますけれども、基本的には規格・仕様ごとに作成するというのではなくて、典型的な標準的な規格・仕様を設定した上で、それに対する労務費基準を定めていきたいというふうに考えているところでございます。

１２ページを御覧いただければと思います。この労務費の基準に関するワーキングは中建審の下に設置されて、これまで議論しているところでございますけれども、並行いたしまして、具体的に職種ごとの意見交換というのも実施をしているところでございます。この職

種ごとの意見交換を通じまして、職種ごとに労務費基準を作成するといった作業を進めているところでございます。

13ページに、この職種別意見交換の状況をお示しをしております。職種はかなり多岐にわたっておりますけれども、例えば型枠、鉄筋、住宅につきましては、もう既に2回の意見交換を重ねてきているところでございまして、その他につきましても順次、意見交換を重ねているというところでございます。特に住宅などは、いわゆる歩掛や公共の設計労務単価がないということもございますので、その策定も含めて、この意見交換の中で議論をしているというところでございます。

14ページに労務費基準のお示しの仕方のイメージを記載しております。今日、具体的な職種、具体的な金額が入ったものではまだお出しできる状況にはないですけれども、こちらにございますとおり、工事の種類ということで職種ごとに標準的な規格・仕様を明記した上で、それについての歩掛と労務単価、これを掛け合わせた合計値、この表で申しますと右下の1,754とございますけれども、平米当たり1,754、こうした形での労務費の基準をお示しをしていきたいというふうに考えてございます。

ただ、単に数値を示すだけではなく、下の欄にございますけれども、この労務費基準を出すに当たって使った規格・仕様なり前提条件がどういったものか。そうしたものを労務費基準ごとにきちんとお示ししていきたいというふうに考えてございます。

ここまでが中建審として今年の11月ないし12月の総会でお決めいただく労務費基準の作成についての内容でございました。

次のページから、労務費基準の実効性を確保するための方策についてもワーキングで議論をしておりますので、御紹介をしてみたいというふうに考えます。

まず16ページ、実効性確保についての考え方ということで、いろいろ書いてございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、労務費基準というのは技能者の処遇改善を図ることが最大の目的だと。そうした考え方の下に、下にございますとおり、実効性確保のための方向性といたしましては、今までは、とにかく上から下に価格が決まっていくというような流れでございましたけれども、労務費基準を導入していくことで、下から上に積み上げで価格が決まっていくと。こうした形を目指していきたいと考えてございます。

これを実現するために大きく3つの切り口からの実効性確保策を考えているところでございます。具体的には入り口、出口、それから公共工事という形でございますけれども、17ページに簡単なイメージとしてお示しをしております。

まず1つ目の切り口でございます入り口での対策。これは契約段階において、労務費の基準にのっとった適正な労務費が主契約段階で確保されるということを担保するために何をしていくかというような対策内容でございます。

2つ目の切り口、出口の対策でございますけれども、これは実際に労務費ないし賃金が支払われるためにどうしていく必要があるか。そうした観点での対策でございます。

3つ目の切り口、公共工事。公共工事は民間工事を牽引していくというような役割も担っているところでございますので、公共工事として上乘せ적인対策として何をすべきか。こうした観点で議論をしているところでございます。

18ページに、入り口、出口及び公共工事のそれぞれの対策を実施した暁に目指す将来像というのを、細かい字で恐縮ですが、いろいろと書いているところでございます。まず水色の四角の中、入り口の対策にいろいろと書いてございますけれども、矢印の先、これらの実現によりとありますとおり、この入り口の対策を施していくことによって、発注者から下請まで各契約の段階におきまして適正な水準の労務費が確保されるようにしていこうと。こうしたことを意図しているものでございます。

それから出口の対策、これは下の矢印の先でございますけれども、処遇の改善を通じて担い手の確保・育成にしっかりと努めている事業者の受注力が向上されると。こうした環境を将来目指すべき将来像として位置づけようという議論を、このワーキングの中でさせていただいたところでございます。

こうした将来像を実現していくために、右にいろいろと点線の四角の中に書いてございますけれども、具体的に講じる実効性確保策についてもワーキングでおおむね合意をさせていただきました。その実効性確保策の具体的な内容が20ページ以降になってまいりますので、かいつまんで御紹介をしたいと思います。

まず入り口での対策といたしまして、20ページにございますとおり、国のほうで労務費基準に基づく新たなルールの運用方針についてガイドラインを定めるということ。

それから21ページ、22ページあたりでございますけれども、まず21ページです。労務費と併せて労務費以外でも必要な経費については、きちんと内訳書で内訳を見積りの中に明示していく必要があるという認識の下に、具体的に内訳明示が必要な必要経費というのは何かというのをワーキングの中で議論をさせていただきました。ここに記載のとおり、法定福利費、それから安全衛生経費、さらには建退共の掛金を内訳明示の対象として整理をしていきたいというふうに考えてございます。

22ページ、今度は雇用に伴う必要経費の取扱いということでございますけれども、例えば事業者として負担する社会保険料のようなもの、こうした雇用に伴う必要経費につきましても、これまでも公共工事の設計労務単価の公表時に参考値として公表したところでございますけれども、労務費基準を今後お示しをしていくに当たっては、雇用に伴う必要経費、これを併せて参考値として公表したいというふうに考えているところでございます。

23ページをおめくりください。労務費等々を内訳明示した見積書が今後非常に重要になってくると。先ほど申し上げましたとおり、上から下への価格決定ではなくて、下から上に価格が決まっていくと。こうした環境をつくっていくためには、具体的にどういう費目が必要なのかという内訳を明示した見積りがきちんと出されるということが必要であろうという認識の下に、各専門工事業団体におきましては業種の特性に応じた標準見積書の見直し及び作成をしていく。あるいは国におきましては標準見積書の作成手順や様式例を作成していく。こうしたことが入りの対策として明確に合意をされたところでございます。

24ページを御覧いただければと思います。24ページは、労務費基準に沿って適正に労働者の処遇確保に取り組んでいると。そうした優良な事業者をきちんと見える化していこうという観点での入りの対策でございますけれども、自主宣言制度と呼んでございます。方針の中にいろいろとございます事項について、各主体がきちんと行うということを宣言した場合には、その宣言した企業をきちんと一覧として見える化していこうと。あるいは宣言した企業に対しまして経審における加点を含めて何らかのインセンティブを講じることによって、この自主宣言制度の普及も図っていこうということを考えてございます。

これは中企庁のほうで全業種横断的に価格転嫁を進めるという取組の下にパートナーシップ構築宣言というのを実施しておりますけれども、これに類したものとして建設業における労務費基準の確保あるいは処遇改善、こうしたものについての事業者の見える化を図っていきたいという内容でございます。

最後、25ページ、26ページ、最後の入りの対策といたしまして、いわゆる建設Gメンによる、きちんとした調査なり監督、こうしたものも位置づけているところでございます。具体的には、いわゆる当初見積りと最終見積りが一般的に工事ではそれぞれ出されることがあるかと思いますが、当初と最終の見積書を比較検討した上で、そこに大きな差異があった場合には、さらに深掘り調査をする。あるいはダンピング受注を繰り返すような業者を把握した場合など、技能者の適正な処遇確保の努力義務が疑われるような場合には、労務費のみならず賃金も含めて、その行き渡りをGメンのほうでも調査するということがあ

り得るのではないかと。こうした議論をしているところでございます。

賃金まで行きますと、我々のみならず労基署も含めた関係省庁との連携も必要だということで、今後、その連携の在り方についても議論していこうと。こうした内容についてのおおむねの合意がされたところでございます。

ここまでは入り口の対策の御紹介でございましたけれども、28ページ以降が今度は出口の対策についての御紹介でございます。

出口の対策もおおむね合意をされた内容でございますけれども、まず28ページ目、コミットメント制度の導入でございます。これは発注者と元請、あるいは元請と下請間の契約において、それぞれ一定のお約束事項を契約の中に盛り込んでいただくというような内容でございます。

具体的には真ん中の右側にございますけれども、例えば発注者と元請間の契約におきましては、大きく4つの事項をお約束していただくということを考えてございます。具体的には、元請は直接雇用する技能者に適正に賃金を支払うというのが1つ目。2つ目として、下請に何らか仕事を卸す場合には下請に対して適正な労務費を支払う。3つ目といたしまして、下請との契約におきましても発注者と元請間と同様のコミットメント、お約束を入れていただく。4つ目といたしまして、発注者から元請に賃金なり労務費の支払い状況等について情報開示を求められた場合には適切に情報を開示していただく。この4つについて今、元請から発注者にお約束をするといった内容を考えているところでございます。

この内容を中建審で作成をいただいております4つの約款にそれぞれ盛り込むことによって普及促進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。ただ、あくまでこのコミットメントは選択条項ということで、希望する契約当事者が使っていただくというような形で運用を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

2つ目の出口の対策、29ページを御覧ください。技能者からの情報提供制度の構築ということで新しいスキームを考えているところでございますけれども、これまで技能者が自分の処遇に何らかの不満を持っている場合に、それについて相談をする窓口、公的な機関がなかなかなかったと。もちろん最低賃金を下回っている場合には労基署にという話はございますけれども、最低賃金を上回っている限りについては、それ以上公的に何かするという事はなかったという状況でございますけれども、今般、労務費基準という新しい制度を建設業法の中で盛り込んだところでございますので、技能者、特に自分の処遇に不満を持っている技能者が公的な機関に対しまして自分の給与情報なり、労働日数、労働時間、こうした

ものを申告いただくというようなスキームをつくろうかというふうに考えているところでございます。ここで寄せられた賃金の情報等々が一定水準に照らして著しく低いような場合には、この通報というか情報を一つの端緒といたしまして、必要に応じて、その雇用主たる建設業者に対して調査に入ることや、発注者への勧告を実施する取組を行っていききたいというふうに考えてございます。

来年度に向けてこの通報受付システム、その設計・構築を国のほうで中心となって行ってまいりたいというふうに考えてございまして、再来年度以降、このシステムの試行運用、具体的に通報を受け付ける取組を開始したいというふうに考えてございます。その上で、この通報受付をどこの機関が主体的に担うかということについては、引き続き、役割分担についての議論を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

30ページ、3つ目の出口の対策でございます。事業者の見える化と。先ほど優良な事業者の見える化というお話をいたしましたけれども、今度は悪質な事業者を国のほうで公表していくということも併せて措置をしたいというふうに考えてございます。労務費ないし賃金の支払いにおきまして非常に悪質な対応が認められる事業者につきまして、具体的な社名も含めて公表していくことを考えてございますが、その公表に当たっては法律上の根拠規定をどう考えるのか。あるいは具体的に公表する基準をどのように設定するのか。こうしたことについて今年度中、考え方を整理した上で来年度以降運用をしてまいりたいというふうに考えてございます。

下のところに中企庁の制度を参考として入れてございますけれども、中企庁で似たようなスキーム、価格転嫁を十分にしていない業者というのを公表している制度がございますので、これを参考に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

ここまで出口の対策として3つ、ワーキングの中で合意を頂いた内容でございますけれども、31ページに記載された対策だけは引き続き検討するという位置づけになっている対策内容でございます。

具体的には処遇優良証の活用ということでございまして、任意の建設業者が直接雇用している技能者への賃金支払状況について一定のシステムに入力をしていただくというようなことを併せて措置できないかと考えてございます。ここで入力された賃金の情報が一定の水準を上回っている場合には、その建設業者に対して処遇優良証を交付するということで優良な事業者の見える化をするとともに、それを通じて注文者とか、あるいは就業者から、そういった事業者が選択される環境をつくっていききたいと考えてございます。

今後、国交省の直轄工事などにおきまして、このモデル的な取組を試行的に実施し、その運用状況も踏まえて詳細な制度設計を考えてまいりたいというふうに考えてございまして、いずれにいたしましても令和9年度中に何らかの結論を出したいというふうに考えてございます。

ここまでが2つ目の切り口でございます出口の対策についての御紹介でございました。

最後、3つ目の切り口でございます公共工事における実効性の確保、33ページを御覧ください。

現在でも公共工事につきましては、ダンピング対策といたしまして低入札価格調査等々を実施しているところでございますけれども、今般、労務費基準の施行に合わせまして、労務費に特化した労務費ダンピング調査というのを実施しようということを考えているところでございます。この調査によりまして、労務費等が著しく低いおそれがあると発注者が判断した場合には、理由書を提出させて、そこで正当な理由がないといった場合にはGメンに通報するというような対策を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから34ページ、公共工事、特に出口の対策の一つでございますけれども、誘導的アプローチの下のところは証明書の発行というものがございます。先ほど処遇優良証の話をしていただきましたけれども、公共発注者が労働者に支払う適正な賃金の確認ができた場合には、その事業者に対しまして証明書を発行すると。こうしたことを、まず公共のほうでやっていこうということを考えているところでございます。

ここまでが公共の上乗せの対策でございまして、最後になりますけれども、36ページに、今まで何度か、適正な賃金が支払われたかどうか、一定の水準を上回っているかどうかということを言及させていただきましたけれども、その適正な賃金の水準とはどうあるべきなのかということの概念整理を36ページでしてございます。

既にいわゆるCCUSレベル別年収というものがございますけれども、このレベル別年収につきまして大きく2つの観点での改定をしていきたいというふうに考えてございます。具体的には目標値、誘導的にそこに目指すべき水準となるような誘導的アプローチとして取る水準たるレベル別年収。もう一つは、必ず守らなければいけない基準値、あるいは規制的アプローチとして使われる水準となるレベル別年収。この2つをお示しできるような形で改定を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

37ページから39ページは、民間工事、戸建工事、それから公共工事それぞれについて、今御説明申し上げたような実効性確保策をどういったスケジュール感で進めていくのかと

いうのを簡単にお示しをしたものでございます。

以上、議事（１）（２）についての御報告でございました。

【大久保会長】      ありがとうございました。

特に２点目の労務費の基準の作成につきましては、冒頭、平田局長からお話がありましたとおり、今後の建設業の持続的な発展のために非常に重要な意味を持つものであります。ワーキンググループの委員の皆様には昨年９月以来、検討を重ねていただき誠にありがとうございます。

今日は１１月または１２月に予定されている基準の勧告に向けて、これまでの検討状況につき、大変広範に説明いただきました。

それでは、ただいまの御報告、最初の件も含めまして、皆様から御意見、御質問などがございましたら御発言をお願いいたしたいと思います。また恐縮ですが、いつものとおり、挙手をしていただいて最初にお名前をおっしゃっていただいてから御発言いただくようお願いいたします。

それでは、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、宮本委員、お願いします。

【宮本委員】      日本建設業連合会会長の宮本でございます。

まず、最初に御説明していただきました最近の動向について、２点、申し上げたいと思います。

１点目は、６月６日に閣議決定をした第一次国土強靱化実施中期計画についてです。防災インフラの整備・管理やライフラインの強靱化などを施策の柱として、今後５年間で、おおむね２０兆円強程度をめどとする事業規模が明記されました。従来の５か年加速化対策のおおむね１５兆円の事業規模を上回るものでありまして、切迫する巨大地震や激甚化・頻発化する大規模自然災害による被害を軽減・回避するための御決断かと思っています。このことは、インフラ老朽化対策を含め、国土強靱化の取組のペースを緩むことなく、着実に推進していこうとする政府の強い姿勢を反映したものと考えています。

同計画では、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については、予算編成過程で適切に反映するとされていますので、国におかれましては必要な事業量の確保についてぜひよろしく御配慮を頂きたいと思います。

２点目は、賃金引上げについてです。本年２月の石破総理との車座における申合せを踏まえて、労働者のさらなる賃上げにつながるよう、従来から実施している労務費見積み尊重宣

言などに基づいて引き続き努力を続けてまいります。建設業の働き方改革や担い手確保に向けた取組を加速していくために、国におかれましては、今後とも設計労務単価の大幅な引上げをお願いしたいと思います。

次に、労務費の基準についてです。この制度は技能労働者の処遇改善を図るための建設業独自の仕組みであり、大変画期的なものであると思います。一方で具体化に当たっては様々な課題もあると考えます。これまでワーキングにおいて精力的に議論を進めてこられた委員の皆様には心より敬意を表するものであります。

先ほど御説明のあった検討状況については、議論の方向性として特に異論はありませんが、技能労働者の処遇改善を図るという所期の目的を達成していく上で、私どもが特に重要と思われるポイントについて申し上げたいと思います。

何より大事なのは技能労働者に賃金がしっかりと行き渡るように適正な水準の労務費が設定されることであります。その上で実際の技能労働者への行き渡りについては、建設Gメンの指導等に期待をしておりますが、より根源的な課題としては、発注者を含めたサプライチェーン全体での価格転嫁を確実に行える環境を実現することだと考えます。私どももウィン・ウィンの関係が構築されるよう最大限努力してまいります。国におかれましても引き続き、価格転嫁の確実な実施について御支援をお願いしたいと思います。

年内の取りまとめに向けて議論が続けられると承知しておりますが、労務費の基準が実効性を持って運用されるように日建連としても引き続き積極的に意見を申し上げてまいります。

以上でございます。

【大久保会長】 宮本委員、ありがとうございました。

では、今井委員、お願いします。

【今井委員】 全国建設業協会会長の今井でございます。

国が進めていただいている賃金アップ、インフレ誘導等については、我々にとって非常にありがたいことでありますし、必ずやっていかないといけないという認識は共通しております。一方、我々の会員は全国で約1万9,000社おりますが、約1,700の自治体の中で、当協会の会員がいない自治体数が230ぐらいに増えてきており、今後もどんどん増えていくという状況であります。これは、やはり担い手・後継者不足等ということもあり、なかなか建設業を続けていけず、倒産・廃業が増えてきているということなのです。

地方の建設企業にとりましては、やはり公共工事というのは非常に重要でございます。冒

頭の御挨拶で（国土強靱化実施中期計画が）20兆円強という形でお話を頂き、非常にありがたいのですが、前回の5か年加速化対策も物価の高騰等で発注件数が減ってきています。そういう意味で、物価高騰も加味して私たちは、25兆円というお話をさせていただきました。ただ、今回の20兆円強というのは、物価上昇等様々なことも含め、毎年積み上げていくというお話を聞かせていただいておりますので、ぜひそれを実現できるように御協力いただければありがたいと思っております。

労務費の基準については、我々の委員もワーキングに参加し、多くの懸念事項を発言させていただいていると思います。今まで、設計上の瑕疵の問題、重層下請構造の中での安全の問題、不払いの問題等全て元請に責任が集約される中で、今回のコミットメントの問題も、元請に責任が集約されるのではないかと、という懸念がありますので、その辺の御検討をお願いします。

最後になりますが、入札の問題について、現在、国の直轄で調査基準価格が92%、自治体によっては80%という状況になっており、せっかく設計労務単価で積算していただいているものが、元請が入札で受注する段階で80%になっているということがありますので、この点、予定価格の上乗せ対策を含めて検討していただければありがたいと思います。

インフレで価格が上昇していくという想定ですから、建設業の入札も米価格のように価格が上がっていくような制度にしていいただかないとおかしいはずです。現実として、こういう問題をはらんでおりますので、ぜひ検討していただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

【大久保会長】      ありがとうございました。

ただいま宮本委員、それから今井委員からそれぞれお話を頂きました。宮本さんからは、第一次国土強靱化実施中期計画に関する評価、そして賃金引上げを進めていく上でも、労務単価の大幅な引上げが非常に重要でありますし、また労務費の基準のところにつきまして、方向性としては良いとのこと。ただ、中にはやはりこれから様々な課題の解決が必要であるということ。それから、技能労働者への賃金の行き渡りに関しての策ということで建設Gメン、それから全体のサプライチェーンの中での価格転嫁というようにお話も頂きました。

また今井さんからは、今、全国の自治体の中で、各地域が抱えている状況、地域の後継者不足で廃業する人が増えてきているという状況の中で、公共工事の重要性という点。また懸

念事項として、どうしても責任は元請のところに集約されるという、これまでの状況に関する問題意識。それから今後の入札の問題に関してお話を頂きました。

今のお二人の委員の方のお話に関して何か特に国土交通省さんのほうからはお話はありますか。では、お願いします。

【宮沢官房参事官】      ありがとうございます。国土交通省の宮沢でございます。

まず大きな話に入る前に、強靱化のお話がありました。しっかりとこのような業界の皆様様の御意見を聞きながら頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

また宮本委員から労務単価のお話もございました。適切な労務単価設定というのを引き続きやってまいりたいと思っておりますので、こちらもよく皆様の御意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その上で労務費の基準の関係ですけれど、日建連にも全建にも両者からワーキングメンバーにご参加いただいて、いろいろな御意見を頂いていることを改めて御礼を申し上げます。

幾つかコメントがございましたけれども、1つ目、Gメンのお話に関しては全くおっしゃるとおりで、Gメンは実効性を確保する上で非常に重要な役割になってまいりますので、労基署、こちらとの連携も含めまして、しっかりとやっていきたいなと思っております。

またサプライチェーン全体での価格転嫁という話も、発注者も含めてということがおそらく一番のポイントになってこようかと思っておりますので、民間発注者も含めて、今回の法改正の中でそういった規定が置かれましたので、監督処分なども含めて、しっかりとやっていきたいと思っております。

また今井委員のほうからコミットメントと入札のお話がありました。両方ともワーキングの中でも御意見を頂いたところでございます。コミットメントについては、全建の委員の御意見を踏まえまして、少しやり方を変えろといった反映をさせていただきました。入札についても、しっかりと御意見を聞きながら実効性を確保できるようにやってまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【大久保会長】      では、お願いいたします。

【鈴木（眞）委員】      三井不動産の鈴木でございます。

発注者側の立場から一言、御意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

まずもって、これまで労務費に関して広範なこういった検討をいただいた委員の方々、またワーキングの方々、国交省の方々に深く敬意を表する次第であります。

発注者側といたしましても、建設業の持続可能性のために、やはり適正な労務費が労働者に支払われることは望んでおります。また現在検討されていますテーマの中の、先ほど御説明いただきました実効性の確保について、入りの対策、そして出口の対策ともに重要であるという認識でございます。

特に出口の対策の中でございましたコミットメント条項につきましては、その実効性の確保の観点から、やはり注文者が必要に応じて支払った労務費が下請の方々まできちっと支払われて、最終的な賃金として支払われていくといったことの内容を確認すると。そういったことは求めることができるといったようなこともコミットメント条項に加えたほうがいいのではないかなというふうに考えてございます。

一方で契約段階における実効性の確保について、あまり労力を過度にかけてしまいますと、受注者の方々、下請の方々にも大きな負荷をかけるということになろうかと思っておりますので、この辺のバランスについてはしっかりこれからの検討の中で御議論をいただくということをお願いをしたいというふうに思っております。

最後に、こういった取組を進める一方で、現下の建築費高騰下において、各下請の方々まで含めて、工事全体のコストの削減への一層の努力や生産性のさらなる向上を期待するところでございますが、これは受注者の方々だけをお願いするということではなくて、我々発注者側も一緒になって、よりこれまで以上にコミュニケーションを図らせていただいて、この問題の解決に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【大久保会長】      ありがとうございました。

今、鈴木委員から発注者サイドの立場ということで、実効性の確保に関するいろいろなお話を頂きました。当然のことながら、持続可能な建設業の発展のためには、受注者も発注者もある意味、運命共同体というところがございますので、これからも今お話があったバランス等に関して引き続き御議論いただきたいと思っております。

ただいま、丸山委員のほうから手が挙がっていますので、お願いできますでしょうか。

【丸山委員】      慶應義塾大学法学部の丸山絵美子と申します。

今回の方向性については異存があるわけではございませんけれども、実効性確保の部分に関しまして確認をさせていただければと思います。スライドにおきましては28ページ

のところ、コミットメント制度の約款への導入に関連してです。

第1の質問としましては、発注者の立場に立った場合に、このようなコミットメントの条項を約款に選択して導入するというインセンティブというのが果たしてあるのでしょうかというのが第1の質問になります。

第2点としましては、第1と関連するのかもしれませんが、スライドの29ページに、法令違反が疑われる場合に事業者の雇い主ではない発注者も勧告の対象となるというような考え方が示されております。発注者はどんな行為規範に違反している場合に勧告の対象となるのでしょうか。実効性に関しまして、コントロールポイントがワークするのは重要でございますので、この点を確認させていただければと思いました。

お願いいたします。

【大久保会長】 丸山委員、ありがとうございました。

今、実効性確保ということに関して2つの御質問がございました。コミットメントの導入ということでありますけれども、実効性の確保のインセンティブというものはどういうふうに考えているか。それから、発注者への勧告というケースではどのような具体的なものが想定されるのかということですが、今まだ検討段階というところでありますが、今現在のところで国土交通省さんのほうから何かお話しできるのであればお願いします。

【神澤建設業政策調整官】 ありがとうございます。

まず1点目の発注者にとってのインセンティブという点でございます。これまでのワーキングの中でも、この点はかなり議論がなされたと認識をしてございまして、発注者の委員の方もいらっしゃるんですけども、中には、むしろ例えば契約の工事期間中に、どんどん価格の高騰が起きて、価格の変更交渉というのを何回かする中で、それによって変更に応じて、きちんと上乗せして支払った分が、最終的な目的である技能者にきちんと行き渡っているのかというのを自分たちとしても確認したいし、そこが確認できることが前提となって会社内でも価格を上げることについての合意が得られやすい。あるいは公共の発注者であれば議会への説明も含めて、あるいはCSRという観点からも非常にインセンティブがあるのではないかというような御意見を頂いたところでございます。

ちょっと話が前に戻ってしまっただけですけども、鈴木委員のほうから、28ページのコミットメント、今、条文のイメージでいろいろお示しをしておりますけれども、発注者が情報開示を求めることができるという規定も盛り込んでほしいというお話を先ほど頂きました。まだここに載せておりますのは条文のイメージでございますので、今後、中身を詰

めていきたいと思いますが、鈴木委員から御指摘いただいたような部分も、このイメージの条文の中に既に入れておまして、発注者から開示の請求があったときには、これを開示することというようなことを、この第〇条の2、2項の2号、3号というところに入れてございます。「開示の請求があったとき」と開示を請求できることが大前提の規定になってございますので、こうした形でコミットメントを措置していきたいというふうに考えてございます。

それから丸山委員からの2つ目の御質問、発注者への勧告云々につきまして、引き続き、よく中身を詰めていきたいと思いますが、特にダンピングが行われているような場合、それが発注者に帰責するような場合には勧告をすることがあり得るというふうに考えてございます。

以上です。

【伊藤建設業適正取引推進室長】 すみません。1点、加えてでございますけれども、建設業課の適正取引推進指導室になります。

今ございました発注者への勧告のところでございますけれども、新しくできました規定で第20条のところ、著しく下回るような変更を求めてはならないという規定がございます。この「著しく下回る」というところの考え方の整理が必要となっておりまして、今お話がありましたように今後いろいろ詰めていくという段階の中で、この規定に基づいての勧告ということでございまして、現状、何かしらイメージがあるというものではないということの発言をさせていただきます。

【大久保会長】 ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いします。

【土志田委員】 全国中小建設業協会の土志田と申します。

常日頃から大変、国交省の幹部の皆様にはお世話になってございます。

実は労務費ワーキングのほうに私自身も出させていただいて、現在8回まで議論をさせていただいております。そういう中で、先ほど日建連の宮本会長、全建の今井会長、元請の立場で御発言がございました。私も中小の元請として地方の小さな公共工事を請け負っている、どちらかというと、私どもは8割が土木屋なものですから、地方の公共工事を請け負う者の代表として御発言をさせていただきたいと存じます。

今、神澤さんから御説明がございましたが、今までは上から下に決まってきたけど、今後は下から上に決めていくんだという方向性が実はワーキングの中で出てきてございます。

それは私どもにとっては、やっぱり末端の労働者がしっかり賃金が取れて、休みが取れてはじめて、建設労働者になろうかなという人間が出てくる。そうでないと、私は去年までは10年先、労働力の確保が心配だと言っておりましたが、今年、年を明けてからは5年先が心配だなと。今現在は2～3年先が心配だなという状況に肌感的になってきてございます。

そういう中で今井会長から御発言がございました全建1万9,000社があるにもかかわらず、自治体に230余の会員の空白地が出ていると。これは本当にゆゆしき問題でありまして、我々地方の中小は災害が発災したときに、我々の建設業が担う役割で一番重要なことは何かと言ったら、まず発災時に即出動して、消防・警察と一緒に地域の人命確保ということが最優先でございます。それが一番、建設業にとって重要な役割じゃないかなというふうに思っております。そういう中で、我々はまず人命救助を最優先に、自社で保有している機械、自社で確保している直用の労務者、直営労務を駆使して、道路啓開などに当たっているということも、もう一度、ここにいらっしゃる先生方には再認識していただきたいと思って発言をさせていただきました。

空白地があるということ、これは本当に私は恐ろしいことだなというふうに思っています。ただ、このまま放っておくと、日本全国に空白地がさらに増えていくという状況になるんだろう。それはなぜなるかと言ったら、成り手がいなければ企業としては成り立ちませんので廃業せざるを得ないということになってまいります。

そういう中で、私もワーキングで議論する中でちょっと厳しい話もさせていただきましたが、我々は元請であります、今までは何しろ元請責任だと。事故が起きれば元請、今現在も熱中症が出たら罰則つきで元請の責任だという厚労省の発表がありました。それを起こさないようにいろいろな手だてをしていかなければいけないという状況になっています。私はサプライチェーンの最上流は、申し訳ないですけど、公共発注者であり、民間であつても発注者がサプライチェーンの上流にいらっしゃるという認識で、このワーキングは組み立ててほしいということをずっと訴えてきておりますので、この中建審の場でも強く訴えさせていただきたいと思って発言をさせていただきました。

ありがとうございました。

【大久保会長】 土志田委員、ありがとうございました。

ワーキンググループのメンバーとして直接、検討の席でも御発言いただいているということでした。

今の上から下へというものを下から上という大きな方向転換を進めていくということ

が、この建設業界への新しい人材の導入、それがひいては各地域の建設業の持続性に密接に関係してくるということで、実際問題、大きな自然災害が発災した場合の地方の各地域の建設業者が担っている大きな役割を鑑みると、先ほど今井委員からございましたけれども、空白地がこれから増えていくということは大変大きなリスクであるということでお話ございました。

引き続き、また11月、12月に向けてワーキンググループの中での御検討の中で、御意見も述べていただきたいと思います。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。お願いします。

【小倉委員】 全建総連の小倉でございます。

まずは6月13日に閣議決定をされました骨太の方針2025、そして新しい資本主義実行計画改訂版において、賃上げを含めた処遇改善、こういったものを中心として持続可能な建設業の実現に向けて、労務費の基準やCCUSの拡大などが明記をされたということにつきましては評価できるものというふうに認識をしており、引き続き、官民一体となって様々な取組を推進をしていただきたいと思います。そのように思っているところであります。

その上で私のほうから1点、意見を申し述べさせていただきます。

先ほど御説明いただきました資料2の労務費の基準に関する検討状況についてであります。基準の基本方針や実効性確保については関係者の度重なる議論により、課題は残されつつも、かなり収れんをされてきていると。そのように認識し、承知をしているところであります。

しかしながら、個別職種での基準の検討に向けた職種別意見交換の実施につきましては、現状では13職種分野にとどまっており、年内には複数職種の勧告が行われたとしましても、年明け以降の勧告の見通しは定かではないというふうに認識をしております。こうしたことから、処遇改善をより確実なものにするために、実効性確保と並行しつつも、加速度的に基準の勧告が可能となるよう、国交省としましても関係主体と連携を深めながら、必要な取組を強化をしていただきたいと思います。そのように思っているところであります。

私からは以上です。

【大久保会長】 ありがとうございました。

ただいま小倉委員から、引き続き、官民一体となった取組を進めてほしいということとともに、労務費の基準の今後の検討に関して、個別職種をどこまでどういうふうに広げて、それをどの程度加速度的に進めていくかというところに関してお話ございました。これに

関して特によろしいでしょうか。

お願いします。

【伊藤建設業適正取引推進室長】      ありがとうございます。

まさに今おっしゃっていただいたとおり、我々、加速度的にと申しましょうか、様々なチームを充実させながら対策を進めているところです。基準作成等を進めているところでございます。

今、資料の13ページのほうにございますけれども、また今月もかなり増やしてまいりまして、今、20近くの分野で職種別に意見交換を進めております。また7月に入ってから、新しい分野をやろうとしておりますので、おっしゃっていただいたように、どんどん加速度的に進むように頑張っていきたいと思います。

ありがとうございます。

【大久保会長】      ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいまの件は報告事項ではございますけれども、多くの委員の方から、それぞれのお立場も含めて御意見を頂戴しました。今後、特にワーキングの委員の方々には、11月、12月の勧告に向けて詳細な検討を進めていただくこととなりますけれども、ぜひ今出た御意見等に関してしっかりと受け止めて進めていただきたいと思います。

それでは、次回の中建審で、また具体案を審議することとしたいと思います。

それでは続きまして、議事（3）に移りたいと思います。「建設工事標準請負約款の改正方針について」を事務局より御説明をお願いいたします。

【神澤建設業政策調整官】      ありがとうございます。

では、資料3を御覧いただければと思います。約款の改正方針ということでございまして、まだ今日の段階で、この約款について最終的に改正の内容について御審議で御結論を頂くということではなくて、中間的に現在の検討状況を御報告させていただくというものでございます。

まず2ページを御覧いただければと思います。この標準約款の概要について明記をしてございます。標準約款は建設業法に基づきまして中建審のほうで作成し、勧告するということが求められている内容でございますけれども、種類といたしまして大きく4つございます。いわゆる公共工事に適用される公共約款、それから民間の規模別に甲と乙と2種類ございまして、さらには元請と下請間の約款という下請約款という大きく4種類ございます。今回、この4種類いずれについても改正をする方向で検討をしているところでございます。

3 ページ、先般成立いたしました建設業法の改正でございますけれども、この改正法を受けた見直しというのが大きな内容になってまいりますが、まず4 ページに近年の主な約款改正についての御紹介を簡単にしております。直近で申しますと、令和4年に自然災害の激甚化・頻発化ということを踏まえまして、災害復旧工事における受注者負担の撤廃等々を盛り込んだ約款の改正をしていただいたところでございます。その前ですと、大規模な改正といたしまして、いわゆる民法の大改正が行われたことに伴う約款全般の大きな改正をさせていただいたというようなことがこれまでの経緯でございました。

その上で今回、第三次・担い手3法、改正建設業法を中心に今年の12月までに全面施行されることを受けまして、大きく3つの事項について改正を図りたいというふうに考えてございます。この四角の黒い枠の中にありますとおり、コミットメント条項の新設、それから契約の変更協議に関する条項の見直し、その他諸々の規定という大きな3つを考えてございます。

具体的には5ページ以降でございますけれども、まず5ページは、いわゆるコミットメント条項、先ほども労務費基準の実効性確保策の出口の対策として御説明をさせていただきました。このコミットメント自体、これまで基本問題小委員会をはじめとしてあらゆるところでコミットメントの必要性について御議論がされたという認識を持ってございますので、今回、選択条項という位置づけで、この4つの約款それぞれにコミットメントを入れていきたいというふうに考えてございます。

2つ目といたしまして、昨年の6月に成立した改正建設業法の中で資材高騰に伴う請負代金の変更方法というのが契約書の法定記載事項として明確化されました。この改正規定自体は既に昨年の12月から施行されているところでございますので、この変更方法を約款の中でも、より具体的に書けないかということを考えているところでございます。右下に「契約書（イメージ）」というふうにございますけれども、青字でございますとおり、例えば変更額は協議して定める。協議に当たっては工事に係る価格等の変動の内容、その他の事情等を考慮すると。最低でもこうしたものを変更方法として盛り込んでいただきたい旨、これまでもあちこちの説明会でお願いをしてきたところでございますけれども、これに対応するような条文を約款の中にも具体的に入れていきたいというふうに考えてございます。

3つ目、7ページを御覧いただければと思います。その他もろもろの改正ということで幾つかございますけれども、まず1つ目、これは公共約款に限った話ではございますけれども、いわゆる前払金制度というものが公共ではございますけれども、ちょっと事務的な話で恐

縮ですが、この前払金の使途範囲が今後少し広がるということから、それに伴う技術的な改正を図りたいというふうに考えてございます。

2つ目、02というところでございますけれども、いわゆる暴力団排除条項。これは公共約款には既に盛り込まれているんですけれども、民間と下請約款にはまだ入っていないかったという状況でございます。既に建設業のみならず、あらゆる業法でこの暴排条項が入ってくるのが一般的になってございますので、今回、民間と下請にも暴排条項を明記したいというふうに考えてございます。

03といたしまして、ちょっと薄い字になってございますけれども、一層のパートナーシップ構築に資する規定の検討ということで、ここまでの話と若干毛色が変わってしまっていて、まだ具体的にどこの条項をどういうふうに改正するかというのも煮詰まっていない状況ではございますけれども、先ほど来、議論の中にもございますとおり、サプライチェーン全体での価格転嫁を実現していくという観点に立ったときに、現行の約款の規定ぶりで直すべきところがあるかないか。こうしたことの検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

一例といたしまして9ページを御覧いただければと思います。9ページに公共の約款の条文の抜粋を入れてございます。公共の約款の25条(A)というのを御覧いただければと思いますけれども、これはどういった規定かと申しますと、建設工事に関しまして、何らかの数量の増減を伴うような場合に数量の増減によって価格の変更が生じる。その場合の変更方法を定めた規定でございます。基本的には受発注者間で、その価格について協議をするということが、この約款の中に書かれておりますけれども、ただ、協議開始から一定期間が経過しても協議が調わない場合には、発注者が変更価格を定めて受注者に通知するというような規定になっているところでございます。この点につきまして、受発注者の対等なパートナーシップを構築するという観点から、現行の発注者が価格を定めるという規定を残すことが適当かどうか。残さないで、さらに変えるのであれば、どのような規定を入れていくことが適当かどうか。こうしたものについて今年の12月までに検討を重ねて、何らかの見直しを図るべく協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、約款の改正の方針についての御説明でございました。

【大久保会長】      ありがとうございました。

ただいま建設工事標準請負契約約款の改正、今のところ、まだ中間的な検討状況というところでございますけれども、今回、4種類全ての契約約款を対象として改正の検討をしているということで、現在の検討状況について御説明をいただきました。

本件に関しまして、どなたか御意見、御質問等がございますでしょうか。

お願いします。

【宮本委員】 この標準約款の改正については、前回の総会でもぜひお願いをしたいというお話を申し上げましたが、昨年の建設業法改正の実効性をさらに高めるためには、この改正は必要不可欠であると考えております。

本日の御説明では具体的な内容までは示されていませんが、当会としては、昨年の法改正により、契約書の法定記載事項とされた請負代金等の変更方法の具体化というところを取りわけ重要であるというふうに考えております。ぜひとも約款において請負代金等の変更に際して当事者双方にとって具体的に何をすべきかが明確となるようなルールを定めていただきたいと思います。

例えば、請負代金等の変更方法として、資材価格の高騰等が生じた場合に具体的にどのような根拠情報に基づいて変更額を算出するのかといったようなことを明確に定めるべきではないかと思います。

さらに、算出された変更額の当事者間の負担について、国の振興基準では適切なコストの増加分の全額転嫁を目指すとされていることをよく踏まえて、約款に規定すべきではないかと思っております。すなわち、基本的には価格転嫁ということを前提にやはり考えていただきたいと思います。

また、改正建設業法では、工期や請負代金の契約変更協議を受けた発注者は、誠実に協議に応ずるように努めなければならないとされましたが、価格転嫁の実効性を高めるために、約款では当事者双方が契約変更協議等を誠実に実行することを、しっかりと担保するようにすべきではないでしょうか。加えて、誠実な協議の方法についても、書面で行うことや合理的な根拠を示すことなどを明記することなども重要であると思います。

この他、公共工事標準約款も含め、改正が必要と思われる事項がございます。次回の中建審に向けて、当会からも具体的な御提案を申し上げてまいりたいと思っておりますので、ぜひ意見を十分に御反映いただいて、策定いただきますようお願い申し上げます。

また、会員企業からは、標準約款が利用されないとか、あるいは利用されても特定の条項が削除されたり、受注者が不利な形に変更されたりとするとの声を少なからず聞いております。したがって、国におかれましては、今回の標準約款改正を発注者・受注者双方に広く知らしめるとともに、約款が文字どおり標準として利用されるように積極的な取組をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【大久保会長】      ありがとうございました。

ただいま宮本委員から、建設業法改正の実効性をさらに高める上で本件は非常に重要なことであるということで、当事者双方にとって、特に請負代金の変更方法と具体化、明確化をさらに進めてほしいということ。それから、まさに明記されてございましたけれども、価格転嫁を基本として、しっかりとまた協議にも誠実にお互いに対応するというお話。それから、特に標準ということの意味合いで、広くこの約款がしっかりと使われるよう、何か特別にいろいろな場合によって削られたり付加されたりということではなく、標準としてしっかりとこの意味を広く知らしめて行き渡るようにというお話でございました。

これに関して特によろしいでしょうか。今まさに中間的な検討状況ということですので、ぜひ今の御意見等に関して真摯に受け止めて御検討をさらに進めていただきたいと思います。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

お願いします。

【西野委員】      ありがとうございます。京都大学の西野です。

今回の標準契約約款の改正なんですけれども、標準労務費の原資となる工事代金をきちんと確保するという意味でも非常に重要と思います。ただ一方で、その前提といいますか、請負代金は何に基づいて決めるかという設計図書等に基づいて決めるわけなんですけれども、その詳細化の程度が十分でないとか、ものぎめの程度が十分でない。建築生産のシステムとして、施工段階で相当程度の図面が書かれて、ものぎめがされているという現状があります。それに対して変更が生じたときに請負金額を適正に変更するということも必要なんですけれども、そもそもの設計図書の完成度を高める、施工段階での変更等の業務をなるべく減らすということについても必要な措置というふうに思います。

これは技能労働者だけでなく技術者も不足している状況ですので、施工段階で施工側の技術者が何をするか、どこまでの仕事をするかということもございます。ですので、標準請負契約約款の検討と並行してといいますか、そもそも請負契約が適正に締結されるという意味で設計図書の完成度を高めていく、それに基づいてきちんと契約をする。変更が生じれば、金額だけではなくて工期も適正に変更していくというようなことが今後必要かと思っています。

それは御指摘がありました生産性の向上についても大きく影響してくることと思います。

やはり施工段階で、ものが増えて仕様も上がるというようなこともありますので、そのあたりの価値がきちんと適正に反映されるということも生産性の向上には大きく効いてくると思います。そのあたりも約款の変更と併せて議論をしていければと思います。

以上です。

【大久保会長】 西野委員、ありがとうございました。

請負代金を何に基づいて決めるかと。変更の方法をしっかりと明確化するというのも重要ではありますが、そもそものところで当初の価格をどう決めていくかというところの完成度をさらに高めていくということが、何か変更が必要な場合が生じたときの対応として、効率化できるというお話がございました。このあたりのところについても今回の検討と並行してまたいろいろとお考えいただきたいと思います。

今、丸山委員から挙手をいただきましたので、お願いできますでしょうか。

【丸山委員】 私のほうからは2点ほど、中間段階ということですので、現在の議論状況あるいは今後の検討ということで意見を述べさせていただければと思います。

第1点目はコミットメント条項に関してですが、この条項を約款に置いた上で違反があった場合の効果に関して、恐らく民法の規律に照らしても直ちに契約解除といった効果にはならないと思うのですけれども、では、そういった状況に違反した場合の法的効果としては、どういったものが想定されるのかと考えた場合に、それが当事者間の信頼関係破壊の1要素となるといったことが想定されるのでしょうかという確認が第1点でございます。

第2点としましては、価格の変更など変更条項に関してですけれども、最終的には当事者間の協議に委ねられるということが多いと考えますが、発注者の側に交渉力や情報があるケースも、戸建ての発注のように、そういった交渉力、情報が発注者にはないようなケースもあると思います。その額の変更を求められる場合には、それを求める側が一定の資料や情報を出して、求められた側が適正な変更なのかを判断できる。そういうイメージで理解しても大丈夫でしょうか。

この2点、確認させていただければと思います。

【大久保会長】 丸山委員、ありがとうございました。

ただいまの2点に関して御確認ということでございますけれども、現段階でお答えできる範囲でお願いします。

【神澤建設業政策調整官】 ありがとうございます。

まず1点目、仮にコミットメント違反が生じた場合の法的効果をどう考えるかという点

につきましては、労務費基準のワーキングの中でも、これまで何度か御議論をさせていただきました。結論におきましては、丸山委員御指摘のとおり、契約解除にまで至るようなペナルティ的なものを約款に盛り込むということは考えてございませんで、信頼関係が壊れるということはあるかもしれないけれども、コミットメントに違反したことが直ちに損害賠償請求になるとか契約解除になるというような位置づけで約款に規定することは考えていないところでございます。

それから2つ目、発注者と受注者の情報の非対称性の観点での御質問かと思えますけれども、先般、既に施行されております改正建設業法の中で、価格の変更が生じるおそれをあらかじめ把握した場合には、おそれ情報を通知するというのが建設業者の義務として盛り込まれたところでございます。当然ながら、おそれ情報を通知していれば、その後の誠実協議がやりやすくなるというのは法律上の規定でございすけれども、仮に、おそれ情報を通知していなかったとしても、契約締結後に請負金額の変更を伴うような何らかの事情変更というのが生じた場合には、おそれ情報を通知したときにならって必要な情報を、どういう背景でどういう根拠の基にどれぐらい上がっているのか。そうした根拠情報を建設業者から発注者のほうに御提示をいただくということが基本的な在り方というふうに考えてございますので、丸山委員のおっしゃるとおり、変更を求める側が一定の情報をお出ししていくというのが基本スタイルだという御認識をいただければと思います。

【大久保会長】      ありがとうございました。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。お願いします。

【土志田委員】      度々すみません。土志田でございます。

約款の改正ということでいろいろ手をつけていただいて大変ありがたいんですが、地方の公共工事を主体としている我々全中建としてお願いしたいことは、国の仕事は設計変更が出て、きちっとやっていただけるんです。ただ、地方自治体は全く、取ったのはできるから取ったんだろうと。だからやれと。変更していただきたいと言っても、何か30%ルールとかということがありまして、30%を超えると値切られるとか、極端な話をしますと。あと打切りになるというようなことがいまだに起きております。今までは国に対して御指導強化をお願いしてきたんですが、できましたら制度上の法律上できちっと、指導でなく、これは駄目なんですよというようなものに仕上げていただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【大久保会長】      ありがとうございました。

ただいま土志田委員から、国の対応と地方自治体の対応の差異ということに関してお話がございました。具体的には30%ルールというお話もございましたが、この点も引き続き、標準請負約款の中での検討か、またはそれ以外の場の検討かというところはございますけれども、この事態に関して調査をする等、対応を御検討いただければと思います。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

今回は改正の方向性に関する説明事項ということでございますけれども、本日、委員の皆様から頂いた御意見等につきましては、事務局において今後の検討の参考にさせていただくこととして、次回の中央建設業審議会にて改正案を審議することとしたいと考えております。

それでは最後の議事になりますが、「経営事項審査の改正の方向性について」、引き続き事務局より御報告をお願いします。

【神澤建設業政策調整官】      ありがとうございます。

では、資料4を御覧ください。「経営事項審査の改正の方向性について」でございます。

経審につきましても、今回、この12月をめどに一部改正を図っていけないかというところを考えてございます。

まず2ページ、経営事項審査とは何かというものを簡単におまとめをしております。御案内のとおり、公共工事を受注しようという建設業者におかれましては、この経営事項審査を受けていただくということが必要になってくるものでございますけれども、3ページにございますとおり、経営事項審査というのは何を審査しているのか。項目ごとにそれぞれ簡単におまとめをしております。

経営規模とか経営状況、技術力といったことに加えまして、Wと呼ばれておりますけれども、その他審査項目として社会性、政策的に、良い事業者を後押ししていくというような観点で、いろいろな審査項目を置いているところでございます。今回は、このW、社会性の部分について幾つかの見直しを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

まず4ページを御覧いただければと思います。大きく3つの改正を考えてございます。

1つ目といたしまして、持続可能な建設業に向けた担い手の確保・育成という観点から、今日、労務費基準のワーキングの御報告の中で入り口の対策として申し上げました自主宣言制度、この宣言をした企業について加点をしてはどうかというのが1つ目の改正内容でございます。

2つ目といたしまして、災害対応力の強化を図っていくという観点から、今でも建設業者が一定の建設機械を保有していれば、それが加対象になるんですけれども、その対象機械を拡大していくという内容になってまいります。

3点目、ちょっと技術的な内容ですけれども、建設業の許可要件といたしまして社保の加入というのを令和2年から見ているところなんですけれども、実は経審の中でも社保の加入というのを見ているところございまして、審査の部分に重複があったというところございまして、経審の審査項目から、この社保の加入を落としていくというような改正を考えてございます。

まず1つ目の担い手の確保・育成という観点で自主宣言制度をした企業を評価するというのが具体的に7ページに具体的の方針をお示しをしております。自主宣言をした場合に一定の加点措置を与えていくという内容を考えているところではございますけれども、一方で自主宣言の内容を宣言しただけではなくて、きちんと確実に取り組んでいることを担保できるのか。あるいは取り組んでいなかった場合の経審上の扱いはどうなるのかといった点についての御懸念なり疑問が寄せられているところでございます。あくまで今日は案の段階ということではございますけれども、単に宣言をしたその宣言の状況だけで加点するというのではなくて、宣言内容への取組に関する例えば誓約書の提出を行っていただいて、その取組の実態を担保した上で加対象とするなど、実効性を確保するための方策について今後議論を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

2つ目の改正内容、建設機械の保有状況の改正ということで8ページにお示しをしております。現行でもいろいろと機械は対象になっているところでございますけれども、昨年発生いたしました能登の地震、あるいはその後起きました豪雨災害におきまして、復旧復興で使われた機械が現行の経審上は必ずしも加対象になっていなかったということが判明してまいりました。昨年の能登における一連の災害は非常に複合的な要素を持つ災害でもございますので、今後の対策という観点からも大いに参考にすべきだという考えの基に、改めて能登で使われたものも含めて、使用状況についてアンケートを行った上で、それを踏まえて必要な機械を順次追加をしてまいりたいというふうに考えてございます。

3つ目の社保の加入については、9ページに簡単にお示しをしております。

私からの説明は以上です。

【大久保会長】      ありがとうございました。

本件に関しましても現在、改正の検討作業を進めていただいておりますが、方向性につき

御説明をいただきました。

ただいまの御説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

どなたかいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

お願いします。

【鈴木（真）委員】 公認会計士の鈴木と申します。

その他の審査項目を御議論されているというふうに御説明いただきました。各社の動きを拝見しますと、既に環境への配慮を気にした行動というのはいろいろ取り組まれていることと思います。業界としても、そこに注目して取り組まれているということを盛り込むためにも、この審査項目の一つに、そのような項目が一つでも入るといいのかなというふうに思いました。

担い手の確保ということで、これからの若い世代をこの業界に目を向けていただくということも非常に重要なことかと思いますが、これからの社会が持続可能であることを気にしているのはまさしく若者たちではないかと思います。そういった意味でも、そういう項目が少しでも入っていることによって、この業界に対する魅力が増していく。ほかの業界に見劣りしないということを踏まえても一つ入っているといいのかなと思います。

もう既に各社で取り組まれていると思いますので、そういったことを一つ入れてはいかにかと思って御提案させていただきます。

以上です。

【大久保会長】 鈴木委員、ありがとうございました。

その他審査項目の社会性における環境配慮ということで、既に建設業界全体として取り組んでいることも踏まえて、今後の担い手確保ということで、ある意味、アピールする部分を含めて、こういうことを取り入れたらどうかというお話でございました。

これに関しましては、また今後の検討の中で受け止めていただいて進めていただきたいと思います。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

お願いします。

【今井委員】 こういうことを、建設産業の社会的地位の向上に資するように見える化していただいて、使っていただければありがたいと思います。先ほどの環境の問題もそうですが、私は建設業の仕事自体が社会に貢献していると思っております。そして、それがプライドを持ってできるような、社会的評価を得られるような形として検討をお願いしたいと思

います。

先ほどの話に遡って申し訳ないのですが、契約は、自然条件で変更が出てくる場合が必ずあるわけです。でも、スピード感をもって行わなければ工事が止まってしまいます。原則的には変更協議が成立してから着手という形が決められておりますけれども、現実には、なかなかそうは言っていられないということがあります。ですから、何か決めて進めなければならないのですけれども、それを後から調整できるようにすることもできればいいのではないかと思いますので、御検討をお願いします。

また、工期末に一括して変更しているため、建設企業が工事期間中、代金を立て替えているというのが現実でございます。金利が上がってくると大変なことになってきますので、そういう事も検討していただければありがたいと思っております。

【大久保会長】 今井委員、ありがとうございました。

ただいまお話が2点あったと思いますけれども、最初の点、先ほどの鈴木委員からの話にもあったとおり、建設業は国内のインフラを支える最重要の産業でありますので、その社会的地位の高さをしっかりとアピールして、世の中全体の認識を深めてもらえるという意味で、いろいろなアピールを進めていく必要があります、今回の経営事項審査の改正においても、その点を意識してほしいというお話だったと思います。

それから2点目の変更のプロセスというか手続でありますけど、どうしても工事自体はずっと続いている中で、スピードも重要だということで、今後、この点も含めて御検討いただければということだと思います。

取りあえずよろしいでしょうか。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

お願いします。

【西野委員】 京都大学の西野です。

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況、W1のところですが、⑧番が追加されるのと併せて、④番の若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況についても、もう少し精緻化してウエイトを高めることが必要ではないかと考えております。

現状では35歳未満であれば、雇用者数における割合と、それから新規採用者数における割合を評価されるというふうな内容になっているかと思うんですけれども、同じ35歳未満でも、10年、建設業での勤務経験がある人を新しく雇うとか、そういう人がいる場合と、地域の建設業は特にですけれども、地域の工業高校などを回って建設業に関する認知を高

めるところから取り組んで、建設業に入る人を非常に手間と時間とかエネルギーをかけて雇って一から育ててということをやっているのでは、企業としての取組、重みが違うと思います。後者は建設業の担い手を確保していく、建設業の持続性の確保という意味で非常に重要な取組です。ただ、それがすぐに金銭的に、その企業なり、その地域なりに返ってくるわけではないので、このようなところで評価をされるということが今後も続けていただくためのインセンティブというか励みというかになるんじゃないかなと思いますので、④番についてもう少し評価を精緻化するとともに点数の配分についても検討いただければと思います。

以上です。

【大久保会長】 西野委員、ありがとうございました。

若年の技術者、要するに新たな担い手の確保がまさに建設業界の最大の課題の一つであると考えている中で、このような審査項目の中でも当然、若年の技術者の確保と、具体的な確保の仕方は、それぞれ地域によっても違うと思いますし、そういうところでの日々の活動をしっかり審査の中に取り入れてほしいという御意見でした。

これについてもまた引き続き御検討いただければと思います。

ほかにどなたがいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回も本件の改正の方向性に関する説明事項ということでございましたけれども、今、委員の皆様から頂いた御意見について今後の事務局での検討の参考にさせていただくこととしまして、本件につきましても次回の中央建設業審議会にて改正案を審議することとしたいと思います。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。

進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（高橋）】 大久保会長、本当にありがとうございました。

そのほか、何か国土交通省側から発言はございますか。よろしいですか。

それでは、これをもって散会させていただきます。

委員の皆様におかれましては御多忙のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —